

平成21年3月26日

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号  
株式会社大阪ワールドトレードセンタービルディング  
保全管理人 弁護士 中井 康之

### 保全管理命令発令のお知らせ

謹啓 各位におかれては、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、株式会社大阪ワールドトレードセンタービルディング（以下「開始前会社」といいます）は、本年3月26日、大阪地方裁判所に対して更生手続開始の申立てを行い、同日、同裁判所により保全管理命令の発令を受けて、当職が保全管理人に選任されました（事件番号：平成21年（ミ）第1号）。

これにより、開始前会社の財産の管理処分権は当職に帰属することとなりました。

また、今後、当職が同社の更生手続開始の当否について調査を行い、裁判所に報告することとなりますので、まずはその旨お知らせいたします。

なお、本件に関するご質問や、開始前会社の更生手続開始についてご意見があるときは、次の連絡先までご連絡ください。

#### 【連絡先】

〒541-0041 大阪市中央区北浜2丁目3番9号 入商八木ビル 堂島法律事務所  
TEL 06-6201-0361 / FAX 06-6201-0362  
保全管理人代理 弁護士 山本 淳（担当事務 永井）  
同 弁護士 野村 祥子（担当事務 岩本）

謹白